

岐行発第3-22号

令和3年6月28日

会 員 各 位

岐 阜 県 行 政 書 士 会

会 長 森 伸 二

(公印省略)

中小企業庁からの要請による月次支援金の登録確認機関への登録

及び事前確認実施への協力について（お願い）

平素より、本会事業の運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金制度に引き続き月次支援金制度が創設されました。

中小企業庁より日本行政書士会連合会に対し、「事業を実施しているか」や「月次支援金の給付対象等を正しく理解しているか」等について、帳簿等の予め定めた書類の有無や宣誓内容等に関する質疑応答等について形式的な確認（以下「事前確認」という。）を行うための登録確認機関への登録及び事前確認実施の協力要請が一時支援金制度に引き続き、月次支援金制度についてもありました。

下記の経済産業省の月次支援金 事前確認についてのサイト

https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/jizen.html

をご確認の上、ご協力いただける会員の方は登録確認機関への登録及び事前確認実施をお願いいたします。なお、一時支援金の登録確認機関に登録いただいている方は、あらためて登録の必要はございません。

以上